

初診時の特別料金について



他院からの紹介状をお持ちでない患者さんで、初診で当院へ受診される場合、初診時特別料金『1,500円(税別)』をいただいております。

※医療法第7条第2項第5号に規定

■次のような場合は『初診』として取扱いをさせていただきます。

- ・初めて来院された方
- ・当院で以前に別の診療科を受診したことはあるが、現在は通院していない方
- ・今回の受診が、前回と同一病状であっても、医師の医療管理外にある期間が3ヶ月程度経過した方
- ・発作性の病気の方で、医師の医療管理外にある期間の後、発作症状により緊急に受診した方
- ・風邪など一過性の病気で受診し治癒したのち、再度病気で受診された方
- ・その他、医師の医学的判断により初診とみなされる場合

■初診の患者さんの例

- | | | | |
|---------|---------------|-----|--------|
| ① 紹介状あり | → 初診料 | ... | (保険適用) |
| ② 紹介状なし | → 初診料 | ... | (保険適用) |
| | 加えて1,500円(税別) | ... | (自費料金) |



※ 救急車搬送、生活保護、特定の疾患による公費受給者証をお持ちの方等は除きます

初診時には、『かかりつけ医』の紹介状をご持参の上、受診くださいますようお願いいたします。

病院事業管理者